

 **第一興商**

第49回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年6月21日（金曜日）
午前10時（開場：午前9時）

開催
場所

東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

お土産は、ご用意いたしておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社第一興商
証券コード：7458

Contents

■ 株主総会招集ご通知	
第49回 定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のお願い	4
インターネットによる議決権を 行使される場合のお手続きについて	5
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 監査役2名選任の件	9
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	11
■ 事業報告	
1.企業集団の現況に関する事項	13
2.会社の株式に関する事項	22
3.会社の新株予約権等に関する事項	23
4.会社の役員に関する事項	25
5.会計監査人の状況	29
■ 連結計算書類	
連結貸借対照表	30
連結損益計算書	31
■ 計算書類	
貸借対照表	32
損益計算書	33
■ 監査報告書	
連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書	34
計算書類に係る 会計監査人の監査報告書	36
監査役会の監査報告	38
■ Business Report	40

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当第49期は、5月に新型コロナウイルスの感染症上の分類が引き下げられたこともあり、長らくマイナス影響を受けたコロナ禍からの回復が、前期よりもさらに一段階進んだ1年間となりました。

業務用カラオケ事業におきましては、4月にフラッグシップモデルの後継機種である「LIVE DAM AiR」を発売いたしました。歌うことの気持ちよさを追求した新たな機能が好評をいただき、DAMの稼働台数が堅調に増加するなかで、賃貸機器の旧機種からの入替えや音源・映像等への投資を行い、安定的収益基盤の強化を図りました。カラオケ・飲食店舗事業におきましては、ビッグエコーが35周年を迎えたことに関連した様々な施策を通じて集客の向上を図ったほか、飲食店舗における予約受注が好調に推移し、売上・利益とも前期比で大幅に改善いたしました。成長事業と位置付けておりますパーキング事業においても順調に施設数が増加するなかで、テレビCMによる「ザ・パーク」の認知拡大を図るとともに、インボイス・新紙幣に対応する機器の入替えを進めました。

これらの結果、飲食店舗の好調やパーキングの伸長などが牽引し、当期の連結売上高は過去最高となり、利益面においてもコロナ以前に近い水準まで回復することができました。

また、当期においてはパーキング事業会社である(株)クレストの株式取得及びユニオン映画(株)の株式譲渡という子会社の異動を行ったほか、現在3つの拠点に分散している本社機能を集約することを目的として不動産の取得を行うなど、将来に向けた体制づくりにも力を注ぐ年度となりました。

私たちはカラオケのリーディングカンパニーとして、老若男女から愛され、心と身体の健康にも寄与するカラオケを中心に「もっと音楽を世にもっとサービスを世に」の社是のもと、DAM、店舗、パーキングなど多様な形の「喜び」を社会に提供し続けることで、これからも皆様の期待に応えてまいります。

株主の皆様には、引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

代表取締役社長 保志 忠郊

株主総会招集ご通知

証券コード 7458
2024年6月4日
(電子提供措置の開始日2024年5月30日)

株 主 各 位

東京都品川区北品川五丁目5番26号

株式会社第一興商

代表取締役社長 保志忠郊

第49回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第49回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト> <https://www.dkkaraoke.co.jp/stockinfo/meeting.html>

また、上記のほか、東証のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のURLにアクセスして、銘柄名（第一興商）又は証券コード（7458）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

<東証ウェブサイト> <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、次頁のご案内をご参照いただき、2024年6月20日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1.日 時 | 2024年6月21日（金曜日）午前10時（開場 午前9時） |
| 2.場 所 | 東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス |
| 3.目的事項 | |
| 報告事項 | 1.第49期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第49期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ①事業報告の会社の体制及び方針
- ②連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の連結注記表
- ③株主資本等変動計算書及び計算書類の個別注記表

2023年3月より開催される定時株主総会から招集通知の電子提供制度が適用されましたが、当社は移行期であることを踏まえ、「書面交付請求」の有無にかかわらず、従前と同様の招集ご通知をお送りしております。

議決権行使のお願い

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権の行使は、以下の方法がごございます。

株主総会にご出席いただける場合



会場受付にご提出

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月21日（金曜日）午前10時（開場午前9時）

場 所

ヒルトン東京お台場1階 ペガサス

書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

株主総会にご出席いただけない場合

「郵送」又は「インターネット等」で事前に議決権を行使いただけます。



郵 送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せず提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

期 日

2024年6月20日（木曜日）午後6時までに到着



インターネット等

パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って賛否を入力してください。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

期 日

2024年6月20日（木曜日）午後6時までに入力

インターネットによる行使方法のご案内については次頁をご参照ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

インターネットによる議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します)

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

議決権行使期限

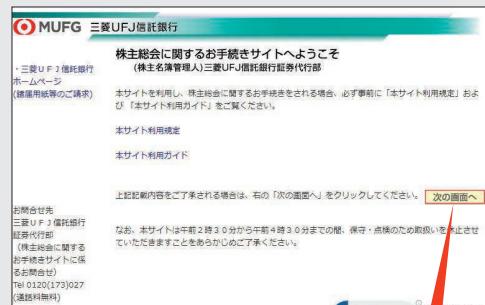
2024年6月20日（木曜日）午後6時まで

ご注意事項

- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、データ通信料等による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権行使サイトのご利用方法

1. 議決権行使サイトにアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

MUFUG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人) 三菱UFJ信託銀行 証券代行部

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力ください。IDタイプは、ご確認ください。

ログインID 485 485 485 385 (半角)

パスワード
または仮パスワード

パスワードを忘れた場合は、ログインIDおよび現在に登録されているパスワードをご入力ください。「パスワード変更」をクリックしてください。

ログインID、仮パスワードは議決権行使書用紙等に記載されています。

パスワードを忘れた場合はログインしてしまわれた場合は、「パスワードと認証情報の再入力」を
議事簿でご記入の上、三菱UFJ信託銀行 証券代行部にご連絡ください。

パスワード変更

「ログイン」をクリック

以降画面の案内に沿って
賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱いについて

- ① 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」を任意のパスワードに変更することが可能です。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

議決権電子行使 プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置づけております。

当期の期末配当は、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき29円（中間配当を含め年57円）

配当総額は3,098,783,197円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するため所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第33条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第1条～第33条 (現行通り)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 (現行通り)</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、第34条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合には、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役有近真澄、柴野浩良の両氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	しばの	ひろよし	柴野	浩良	生年月日	1962年2月23日	所有する当社の株式数	38,200株	再任	取締役会への出席状況	12回／12回 (100%)
										監査役会への出席状況	15回／15回 (100%)

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1982年1月	株式会社東海第一興商 入社
1982年7月	株式会社姫路第一興商(現 株式会社兵庫第一興商) 入社
1983年10月	株式会社ハリマ第一興商(現 株式会社兵庫第一興商) 入社
1991年4月	株式会社ハリマ第一興商(現 株式会社兵庫第一興商) 取締役
1998年4月	株式会社ハリマ第一興商(現 株式会社兵庫第一興商) 代表取締役社長
2012年3月	株式会社兵庫第一興商 代表取締役社長 退任
2012年4月	株式会社京阪第一興商(現 株式会社近畿第一興商) 代表取締役社長
2017年6月	株式会社京阪第一興商(現 株式会社近畿第一興商) 代表取締役社長 退任
2017年7月	当社顧問
2020年6月	当社監査役（現任）

監査役候補者とした理由

柴野浩良氏は、長年販売子会社の営業及び店舗運営部門に携わり、特に関西地区を統括しておりました。また、子会社経営で豊富な経験・見識を有していることから、社内監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号 ふくだ まさかね

2 福田 方包

新任

社外

独立役員

生年月日 1963年5月11日 取締役会への出席状況 -

所有する当社の株式数 0株 監査役会への出席状況 -

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1982年8月	作曲・編曲家
1987年5月	公益社団法人 日本作曲家協会 入会
2001年5月	一般社団法人 日本音楽著作権協会 入会
2024年4月	有限会社喜怒哀楽社 取締役（現任）

社外監査役候補者とした理由

福田方包氏は、長年の音楽楽曲並びに音楽著作権の管理経験等により、音楽関連法務、音楽業界全般に相当程度の知見を有していることから、社外監査役候補者といいたしました。なお、同氏は会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害及び争訟費用等について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担をしております。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
3. 柴野浩良氏の略歴にある株式会社ハリマ第一興商と株式会社姫路第一興商は、2004年4月に株式会社ハリマ第一興商を存続会社として合併し、社名を株式会社兵庫第一興商へ変更しております。
4. 福田方包氏は、新任社外監査役候補者であります。
5. 福田方包氏の選任が承認された場合には、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
6. 福田方包氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

たかせ ゆういちろう 高瀬 雄一郎	社外	独立役員	
生年月日	1971年2月27日	取締役会への出席状況	—
所有する当社の株式数	0株	監査役会への出席状況	—

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1995年11月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社
2004年6月	野村證券株式会社 出向
2006年7月	有限責任あずさ監査法人 帰任
2008年6月	同社 パートナー
2018年7月	同社 金融アカウンティング・アドバイザー・サービス室長
2023年7月	同社 退任
2023年8月	高瀬雄一郎公認会計士事務所 代表（現任）
2024年4月	ファイナンシャル・パリュール&アドバイザーズ株式会社 代表取締役（現任）

社外補欠監査役候補者とした理由

高瀬雄一郎氏は、長年の公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外補欠監査役候補者といいたしました。なお、同氏は会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外補欠監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 高瀬雄一郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高瀬雄一郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、高瀬雄一郎氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。
4. 高瀬雄一郎氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害及び争訟費用等について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。高瀬雄一郎氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険料は全額当社が負担をします。

(ご参考)

〈経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名に係る方針・手続き〉

当社では、経営陣幹部・取締役の期待役割を「取締役業績評価基準」の中で「取締役の期待役割」7項目（イノベーションの気概・変化への柔軟性・本質を見抜く力・ビジョンを掲げる力・過去からの脱却・多様性の活用・リスク管理）として明示しております。

経営陣幹部の選任については、同「期待役割」に加え、当社グループの経営理念に基づいた戦略の構想力と、強力な業務執行能力を必須条件としております。

取締役候補の指名については、上述の「取締役の期待役割」7項目に、それぞれの人格と管理・監督機能の執行に必要な見識等を総合的に勘案し、適任者を指名しております。

監査役候補に関しては、企業リスクに関する洞察と経営者に対する忌憚のない発言力、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる適任者を指名しております。

経営陣幹部の選任並びに取締役及び監査役候補の指名にあたっては、社外取締役を委員長とする「人事諮問委員会」にて事前審議を行い、取締役会に意見の具申をいたします。取締役会はこれら意見を慎重に協議した上で決定いたします。

経営陣幹部の解任については、経営陣幹部に選任事由からの逸脱が認識された時点で、取締役会が判断いたします。しかし乍ら、何らかの事由により取締役会が機能不全となった場合のフェイルセーフ・システムとして、社外取締役を委員長とする「人事諮問委員会」が取締役会に対し、解任の助言・提言を行う事としております。

〈当社の独立役員の独立性の判断基準〉

当社では、「独立役員の独立性の判断基準」を定め、次の各項目のいずれにも該当しない者を独立役員として指定しております。

- (1) 当社及び当社の関係会社の業務執行者又は過去10年間に於いて当社及び当社の関係会社の業務執行者であった者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
- (4) 当社の大株主(直接・間接的により議決権の10%以上を保有している者)又はその業務執行者
- (5) 当社が直接・間接的により議決権の10%以上を保有している者又はその業務執行者
- (6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (7) 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- (8) 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- (9) 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者又は法人、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- (10) 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼務している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用者である者
- (11) 上記(2)～(10)に過去3年間に於いて該当していた者
- (12) 上記(1)～(11)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

以上

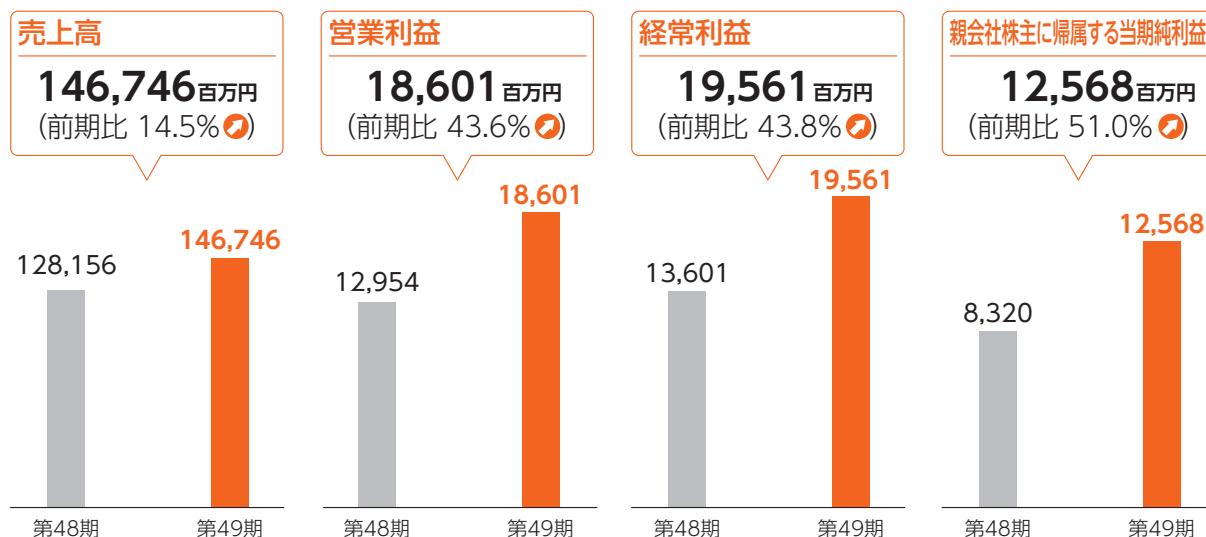
1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが引き下げられ、インバウンド需要の増加や個人消費の回復基調を受けて景気は緩やかに持ち直しの動きがみられましたが、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しする懸念があるほか、円安の進行や継続的な物価上昇などにより、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当カラオケ業界におきましては、主力市場であるナイト市場・カラオケボックス市場を中心に、全体として回復傾向で推移いたしました。

このようななか、各事業におきまして諸施策を実施した結果、当期の業績は、売上高は過去最高となる146,746百万円（前期比14.5%増）となりました。利益面におきましては、営業利益は18,601百万円（同43.6%増）、経常利益は19,561百万円（同43.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12,568百万円（同51.0%増）となりました。



事業区分別の概況は、以下のとおりであります。

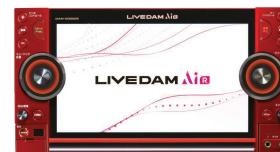


当事業におきましては、事業環境の改善を背景に、機器賃貸件数の拡大と、コロナ禍の影響により減速していた旧機種から新機種への入替えを推進することにより、安定的収益基盤の強化に努めるとともに、ライブ映像・アニメ映像・ミュージックビデオなどの映像コンテンツをさらに充実させることにより、カラオケDAMの商品力強化を図りました。

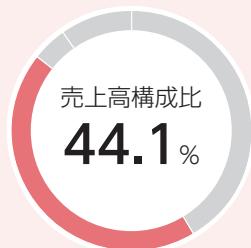
このようななか、4月にフラッグシップモデルの後継機種である「LIVE DAM AiR (ライブダムアイアール)」を発売いたしました。マイクを通して声による楽曲予約やリモコン操作を可能にした「Aiアシスタント」機能を拡充し、英語・中国語・韓国語の発話にも対応したほか、実在のライブ会場の音響特性を再現する「ライブサウンド」機能に、数千人の大合唱やコール&レスポンスを演出する「エキサイトライブホール」を追加するなど、うたう楽しさをさらに追求した機能が好評をいただき、計画を上回る出荷状況となりました。

また、エルダー市場においては、コロナ禍においてかなわなかった介護施設等への訪問営業が一部で可能となるなど事業環境が改善するなか、オンラインイベントを定期的に開催するなどウェブの活用にも注力し、稼働台数の増加に努めました。

以上の結果、新商品の好調な出荷とともに、機器賃貸件数及びDAM稼働台数が堅調に増加したことにより、売上高は前期比5.8%の増収となりました。営業利益につきましては、将来のストック収入の基盤となる賃貸機器やコンテンツへの投資を行った影響などにより、前期比8.9%の減益となりました。



カラオケ・飲食店舗事業



主要な事業内容

カラオケルーム及び飲食店舗の運営

売上高

64,733百万円
(前期比 25.5% ↗)

51,584 64,733

第48期 第49期

営業利益

7,100百万円
(前期比 -)

7,100

△59

第48期 第49期

当事業におきましては、カラオケ10店舗、飲食11店舗の出店を行い、カラオケ12店舗の閉店と、飲食において複合業態の統合などによる23店舗の閉店を行ったことにより、当期末の店舗数はカラオケ506店舗、飲食159店舗となりました。

5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが引き下げられたことなどにより、店舗の集客は期初から回復傾向で推移いたしました。最大の繁忙期である12月には、カラオケ店舗における二次会利用に回復が見えたほか、飲食店舗の予約受注が好調に推移し、当期の既存店売上高はコロナ禍以前に比べカラオケ店舗で8%減、飲食店舗で12%増の水準まで回復し、前期比ではカラオケ店舗で22%増、飲食店舗で29%増となりました。

このようななか、9月に35周年を迎えたビッグエコー店舗においては、アーティストやアニメ作品などとのコラボレーションのほか、取引先企業的主力ブランドでカラオケルーム内を装飾した「グッドカンパニールーム」や、初めての開催となる「ビッグエコーカラオケグランプリ」など、35周年を盛り上げる様々な施策を通じて、カラオケから足が遠のいていたお客様の呼び戻しを図るとともに、最上位機種である「LIVE DAM AIR (ライブダムアール)」の早期導入やビッグエコーアプリへデンモクアプリ起動機能を搭載するなど、顧客満足度向上に努めました。

また、飲食店舗においてはホールセンター機能の拡充を行い宴会予約の獲得を強化したことに加え、デザート業態3店舗のほか、東京・秋葉原や京都・四条河原町へ鮎ダイニング「ととうお」、北海道・札幌へアメリカンダイナー「FOREST DINER」の出店を行うなど、新たなブランドの開発を通じて幅広く集客の獲得を推進しました。

以上の結果、売上高は前期比25.5%の増収となり、7,100百万円の営業利益となりました。



音楽ソフト事業



主要な事業内容

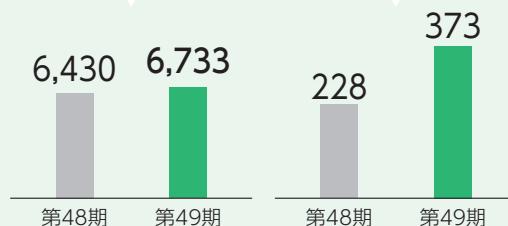
音楽・映像ソフトの制作、販売

売上高

6,733百万円
(前期比 4.7% )

営業利益

373百万円
(前期比 63.6% )



当事業におきましては、イベント・コンサート等が再開され、音楽業界にも活気が戻りつつあるなかで、CD・DVD等の商品販売及びテレビ番組制作事業が概ね計画水準で推移いたしました。
以上の結果、売上高は前期比4.7%の増収となり、営業利益は前期比63.6%の増益となりました。

その他の事業



主要な事業内容

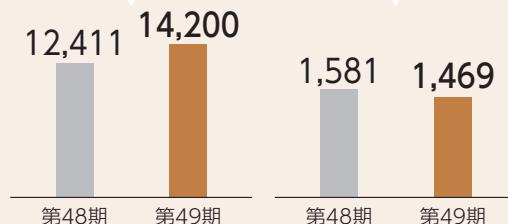
パーキング事業、不動産賃貸、
BGM放送事業ほか

売上高

14,200百万円
(前期比 14.4% )

営業利益

1,469百万円
(前期比△7.0% )



当事業におきましては、新たな収益の柱とするべく「ザ・パーク」ブランドで展開するパーキング事業が堅調に推移し、当期末時点で2,500施設、30,000車室を超える規模に拡大いたしました。また、土地オーナー様に向けたテレビCMなどを通じて「ザ・パーク」ブランドの認知拡大に努めました。

以上の結果、売上高はパーキング事業収入の増加などの影響により前期比14.4%の増収となり、営業利益はパーキング事業に係る広告宣伝費などの販管費が増加した影響により、前期比7.0%の減益となりました。

なお、東京・大阪・沖縄等で「ブレイクパーキング」700施設・6,000車室を運営する株式会社クレストの全株式を2月に取得しておりますが、当事業の売上・利益に寄与するのは来期（2025年3月期）からとなります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、カラオケ機器の新機種への更新投資のほか、カラオケルーム店舗及び飲食店舗の新規出店や店舗リニューアル、本社機能を集約することを目的とした不動産の取得などに、49,101百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、本社機能を集約することを目的とした不動産の取得資金として、長期借入金300億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費は緩やかな回復が継続することが期待されますが、為替相場や海外情勢の影響を受け物価上昇の懸念が高まるなど、引き続き不透明な状況が続くものと予想されます。

国内カラオケ市場におきましては、ナイト市場におけるコロナ禍からのリバウンドは一巡したものの、介護施設などのエルダー市場におけるカラオケ活用は引き続き拡大するほか、カラオケボックス市場、ホテル・旅館市場などにおいても緩やかに増加がみられることから、全体として緩やかな改善傾向で推移するものと予想されます。

このような環境認識のもと、当社グループは、中長期的な経営戦略として、高い市場占有率を有する業務用カラオケ事業及びカラオケ・飲食店舗事業に経営資源を積極的に投入することにより、「DAM」及び「ビッグエコー」のブランド価値を高めることで、競争力及び収益力の強化に努めてまいります。また、成長事業であるパーキング事業の育成にも注力し、持続的な成長を目指してまいります。

業務用カラオケ事業におきましては、地域密着での対面営業に加えてウェブサイトも活用した営業体制により、市場ごとの施策を通じてカラオケ利用者のすそ野を広げるべく、DAM稼働台数増加に努めます。また、当期に引き続き機器賃貸資産への入替え投資や音源・映像などのカラオケコンテンツへの投資を推進し、安定的収益基盤の強化とDAMの商品力強化を図ります。エルダー市場においては、エルダー市場専用機である「FREE DAM LIFE (フリーダムライフ)」の拡販と、「スケジュール機能」など、新機能の訴求を進めることにより、健康寿命の延伸とともに、介護施設職員の業務負荷軽減といった社会課題の解決にも貢献してまいります。

カラオケ・飲食店舗事業におきましては、全国のビッグエコーで“BIG SMILE,BIG ECHO.”のスローガンを掲げ、メーカー直営店としてカラオケ機器、音響、美観といった設備面をさらに充実させるほか、自動受付機・精算機の導入など、可能な部分のシステム化を進めることでより質の高いサービスを提供し、顧客満足度の向上に努めます。また、当期に引き続き、アーティストやアニメ作品等とのコラボレーションなど、様々なキャンペーンを通じてカラオケの楽しさを訴求してまいります。

音楽ソフト事業におきましては、新人アーティストの発掘とヒット曲の創出に努めるとともに、音楽出版事業にも注力することにより、堅実な収益モデルの構築に努めてまいります。

また、成長事業として注力しておりますパーキング事業におきましては、M&Aを含む新規施設開拓を進め、さらなる事業規模の成長を図るとともに、テレビCMなどを通じた「ザ・パーク」ブランドの認知拡大に努めます。

これら主要事業を含むすべての事業において、“わかりやすい、使いやすい”サービスを基本として、ご利用者皆様の喜びを提供し続けることで、企業価値の向上と広く社会に貢献する事業展開を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

科目	第46期 (2021年3月期)	第47期 (2022年3月期)	第48期 (2023年3月期)	第49期 (2024年3月期)
経営成績 (百万円)				
売上高	93,316	94,787	128,156	146,746
営業利益又は営業損失 (△)	△2,693	△289	12,954	18,601
営業利益率 (%)	△2.9	△0.3	10.1	12.7
経常利益又は経常損失 (△)	△1,194	888	13,601	19,561
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△18,782	5,196	8,320	12,568
経営成績 (百万円)				
総資産	186,795	180,389	188,623	211,386
純資産	106,030	105,160	107,915	108,991
キャッシュ・フロー (百万円)				
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,755	18,165	24,869	26,799
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,539	△9,297	△12,104	△55,915
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,174	△8,487	△9,493	6,926
現金及び現金同等物の期末残高	67,680	68,125	71,423	49,306
1株当たりデータ (円)				
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△169.27	47.61	76.21	117.01
1株当たり純資産	956.10	948.33	974.95	1,006.80
1株当たり配当金 (年間)	113.00	113.00	113.00	57.00
主要経営指標 (%)				
総資産経常利益率 (ROA)	△0.6	0.5	7.4	9.8
自己資本当期純利益率 (ROE)	△15.7	5.0	7.9	11.7
自己資本比率	55.8	57.4	56.4	50.9

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 第47期より「収益認識に関する基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第47期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
 3. 2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第46期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

売上高 (単位:百万円)



営業利益 (単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(6) 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)北海道第一興商	70	100.0	業務用カラオケ事業、カラオケ・飲食店舗事業
(株)東北海道第一興商	40	100.0	同 上
(株)北東北第一興商	70	100.0	同 上
(株)東北第一興商	90	100.0	同 上
(株)常磐第一興商	90	100.0	同 上
(株)群馬第一興商	70	100.0	同 上
(株)栃木第一興商	40	100.0	同 上
(株)埼玉第一興商	90	100.0	同 上
(株)東東京第一興商	70	100.0	同 上
(株)台東第一興商	90	100.0	同 上
(株)城西第一興商	70	100.0	同 上
(株)湘南第一興商	90	100.0	同 上
(株)新潟第一興商	40	100.0	同 上
(株)長野第一興商	70	100.0	同 上
(株)静岡第一興商	90	100.0	同 上
(株)東海第一興商	90	100.0	同 上
(株)北陸第一興商	70	100.0	同 上
(株)京都第一興商	40	100.0	同 上
(株)近畿第一興商	90	100.0	同 上
(株)兵庫第一興商	90	100.0	同 上
(株)九州第一興商	70	100.0	同 上
(株)沖縄第一興商	70	100.0	同 上
(株)岩本商会	10	100.0	業務用カラオケ事業
(株)東静特機	10	100.0	同 上
(株)ユニークメディア	10	100.0 ※1 (100.0)	同 上
(株)Airside	3	100.0	カラオケ・飲食店舗事業
(株)第一興商音楽出版	10	100.0	音楽ソフト事業
日本クラウン(株)	250	84.4	同 上
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ	270	100.0	同 上
(株)クラウンミュージック	10	100.0 ※2 (100.0)	同 上
(株)トライエム	50	100.0	同 上
(株)ズームリパブリック	40	100.0 ※3 (100.0)	同 上
(株)クレスト	10	100.0	パーキング事業
(株)おきなわブレイク	9	100.0 ※4 (100.0)	同 上
(株)ディーケーファイナンス	60	100.0	金融業、不動産賃貸業
(株)ファーストプロパティーズ	3	100.0	不動産仲介業
(株)韓国第一興商	450百万W	100.0	業務用カラオケ事業
第一興商(上海)電子有限公司	100百万円	100.0	同 上

(注) 「当社の議決権比率」欄の()は内書で、当社の関係会社の間接所有であり、所有する会社は次のとおりであります。

- ※1 (株)岩本商会
- ※2 日本クラウン(株)
- ※3 (株)徳間ジャパンコミュニケーションズ
- ※4 (株)クレスト

(7) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

本店	東京都品川区北品川五丁目5番26号			
小売事業所	北海道地区	函館支店	(北海道函館市)	
	関東地区	東京支店	(東京都中野区)	ほか8拠点
	中部地区	岡崎支店	(愛知県岡崎市)	ほか4拠点
	近畿地区	関西支店	(大阪府大阪市)	ほか3拠点
	中国地区	広島支店	(広島県広島市)	ほか4拠点
	四国地区	高松支店	(香川県高松市)	ほか5拠点
	九州地区	熊本支店	(熊本県熊本市)	ほか5拠点
卸売営業所	全国に9拠点			
カラオケルーム 及び飲食店舗	当社直営店、全国に419店舗			

② 子会社

国内	北海道地区	(株)北海道第一興商	(北海道札幌市)	ほか1社
	東北地区	(株)東北第一興商	(宮城県仙台市)	ほか1社
	関東地区	(株)台東第一興商	(東京都台東区)	ほか19社
	中部地区	(株)東海第一興商	(愛知県名古屋市)	ほか5社
	近畿地区	(株)近畿第一興商	(大阪府大阪市)	ほか2社
	九州地区	(株)九州第一興商	(福岡県福岡市)	ほか2社
	カラオケルーム 及び飲食店舗	子会社運営店、全国に246店舗		
国外	アジア	第一興商(上海) 電子有限公司	(中国上海)	ほか1社

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
3,411名	71名増

- (注) 1. 上記従業員数には嘱託従業員を含んでおります。
2. 上記のほか臨時従業員数は5,365名（正社員の所定労働時間を基準に換算）であります。

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,932名	52名増	41.6歳	12.6年

- (注) 1. 上記従業員数には嘱託従業員を含んでおります。
2. 上記のほか臨時従業員数は3,395名（正社員の所定労働時間を基準に換算）であります。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
(株)みずほ銀行	12,282
(株)三井住友銀行	12,180
(株)三菱UFJ銀行	12,090
農林中央金庫	6,800
(株)横浜銀行	6,020
(株)SBI新生銀行	4,900
三井住友信託銀行(株)	4,400
(株)きらぼし銀行	2,050

2 会社の株式に関する事項

株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 400,000,000株

(注) 2023年4月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は200,000,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 109,468,400株 (自己株式2,613,807株含む)

(注) 2023年4月1日付にて実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行済株式の総数は54,734,200株増加しております。

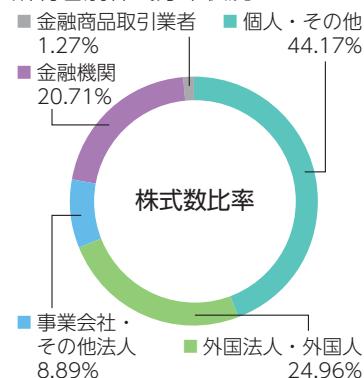
③ 株主数 30,131名

④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	13,103	12.3
保志忠郊	12,492	11.7
保志治紀	12,239	11.5
JP MORGAN CHASE BANK 380055	5,869	5.5
(株)ホシ・クリエート	4,899	4.6
アサヒビール(株)	3,640	3.4
(株)日本カストディ銀行(信託口)	2,297	2.2
三菱UFJ信託銀行(株)	2,296	2.1
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	2,177	2.0
保志紀	1,943	1.8

(注) 当社は、自己株式2,613,807株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

所有者別株式分布状況



3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	発行決議の日	保有者数	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	行使価額	行使期間
2015年度新株予約権	2015年6月19日	取締役1名 (社外、非常勤取締役除く)	33個	当社普通株式 6,600株	1株当たり 1,798.0円	1株当たり 1円	2015年 7月7日から 2055年 7月6日まで
2016年度新株予約権	2016年6月24日	取締役1名 (社外、非常勤取締役除く)	28個	当社普通株式 5,600株	1株当たり 1,769.0円	1株当たり 1円	2016年 7月14日から 2056年 7月13日まで
2017年度新株予約権	2017年6月23日	取締役2名 (社外、非常勤取締役除く)	48個	当社普通株式 9,600株	1株当たり 2,223.0円	1株当たり 1円	2017年 7月13日から 2057年 7月12日まで
2018年度新株予約権	2018年6月22日	取締役2名 (社外、非常勤取締役除く)	87個	当社普通株式 17,400株	1株当たり 2,119.5円	1株当たり 1円	2018年 7月12日から 2058年 7月11日まで
2019年度新株予約権	2019年6月21日	取締役4名 (社外、非常勤取締役除く)	126個	当社普通株式 25,200株	1株当たり 1,888.0円	1株当たり 1円	2019年 7月11日から 2059年 7月10日まで
2020年度新株予約権	2020年6月19日	取締役4名 (社外、非常勤取締役除く)	176個	当社普通株式 35,200株	1株当たり 1,037.5円	1株当たり 1円	2020年 7月9日から 2060年 7月8日まで
2021年度新株予約権	2021年6月25日	取締役4名 (社外、非常勤取締役除く)	160個	当社普通株式 32,000株	1株当たり 1,514.0円	1株当たり 1円	2021年 7月15日から 2061年 7月14日まで
2022年度新株予約権	2022年6月24日	取締役4名 (社外、非常勤取締役除く)	176個	当社普通株式 35,200株	1株当たり 1,239.5円	1株当たり 1円	2022年 7月14日から 2062年 7月13日まで

名称	発行決議の日	保有者数	新株 予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額	行使価額	行使期間
2023年度 新株予約権	2023年 6月23日	取締役4名 (社外、非常勤 取締役除く)	307個	当社普通株式 30,700株	1株当たり 2,108.0円	1株当たり 1円	2023年 7月13日から 2063年 7月12日まで

- (注) 1. 新株予約権者である当社取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）は、上記行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使できる。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 2023年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の種類及び数」及び「発行価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

名称	発行決議の日	交付者数	新株 予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額	行使価額	行使期間
2023年度 新株予約権	2023年 6月23日	役付執行役員・ 上席執行役員3 名(取締役を兼任 する者、非常勤 執行役員除く)	146個	当社普通株式 14,600株	1株当たり 2,108.0円	1株当たり 1円	2023年 7月13日から 2063年 7月12日まで

- (注) 1. 新株予約権者である当社役付執行役員及び上席執行役員（取締役を兼任する者及び非常勤執行役員を除く）は、上記行使期間内において、当社の執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使できる。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	保志 忠郊	兼社長執行役員	
取締役	保志 治紀	兼常務執行役員 管理本部長兼財務部長	(株)ホシ・クリエート代表取締役社長
取締役	大塚 賢治	兼常務執行役員 営業統括本部長	
取締役	飯島 毅	兼常務執行役員 店舗事業本部長兼店舗開発部長	
取締役(社外)	垂石 克哉		オリコン(株)顧問
取締役(社外)	柏崎 美樹		第一生命保険(株)執行役員
常勤監査役(社外)	梅津 広		
常勤監査役	小泉 文明		
監査役(社外)	有近 真澄		
監査役	柴野 浩良		

- (注) 1. 取締役垂石克哉、柏崎美樹は社外取締役であり、常勤監査役梅津広及び監査役有近真澄は社外監査役であります。全員を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役梅津広は、公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役柏崎美樹の戸籍上の氏名は、菅野美樹であります。
4. オリコン(株)と当社との間に記載すべき関係はありません。
5. 第一生命保険(株)と当社との間には保険関連の取引関係があります。保険契約の取引条件は、一般的な取引条件と同様のものです。
6. 当社は執行役員制度を採用しており、上記取締役との兼務者を含め、社長執行役員1名、専務執行役員2名、常務執行役員3名、上席執行役員2名及び執行役員5名で構成しております。
7. 当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害及び争訟費用等について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

①当事業年度に係る役員報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬		
			ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	356	273	59	24	4
監査役 (社外監査役を除く。)	34	34	—	—	2
社外取締役	27	27	—	—	4
社外監査役	37	37	—	—	2

- (注) 1. 上記には、2023年6月23日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社経営は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しておりますが、そのために、現在（短期）のために既存のものを管理する活動と未来（長期）のために新たなものを創造する企業家的な活動のバランスが重要と認識しております。その趣旨から、以下の定量・定性指標を業績連動報酬に係る指標として選択しております。なお、当事業年度における定量指標の実績は「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりです。
- ・ 定量指標（業績指標）
連結の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、営業利益率、自己資本当期純利益率（ROE）、1株当たり当期純利益（EPS）のほか、セグメント（部門）別の売上高と営業利益などであります。
 - ・ 定性指標
イノベーションの気概、変化への柔軟性、本質を見抜く力、ビジョンを掲げる力、過去からの脱却、多様性の活用、リスク管理ほか、経営上の重要課題への取り組みなどであります。
4. 非金銭報酬等として取締役に對して新株予約権（ストック・オプション）を割り当てております。当該新株予約権の内容及びその割り当て状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。
5. 取締役の金銭報酬の額は2005年6月26日開催の第30回定時株主総会において、年額8億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2015年6月19日開催の第40回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対して、年額2億円以内の範囲で新株予約権を割り当てることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）の員数は9名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は2015年6月19日開催の第40回定時株主総会において、年額1億1千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の経営方針は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を最重要課題としております。したがって、役員報酬の制度設計も、各取締役が短期志向に陥ることなく、ロングレンジな視点での経営判断と職務執行を実践したかを問う評価体系となっております。

当社の取締役の報酬は、固定分として職責を反映する基本報酬、また、変動分としては短期業績へのインセンティブとして役員報酬枠の範囲での役員賞与並びに中長期業績へのインセンティブとして株式報酬型ストック・オプションにより構成されております。

各報酬の算定方法を定める「役員報酬規程」及び「ストック・オプション報酬規程」は、社外取締役を委員長とする「報酬諮問委員会」の審議並びに助言・提言を受けて取締役会の決議により決定しております。

個人別の報酬等の額の決定方法については、以下のとおりであります。

- ・代表取締役社長を含むすべての社内取締役を対象に当事業年度における定量指標（業績指標）及び定性指標を記載した「取締役業績評価表」をもって自己評価を実施いたします。
- ・代表取締役社長は、各取締役の自己評価と当事業年度の業績等を参考に、会社の状況ほか経済環境等を総合的に判断し、「役員報酬規程」に沿い、取締役の報酬案について役位別かつ個別に策定いたします。
- ・取締役報酬案は、社外取締役・人事担当取締役で構成する「報酬諮問委員会」へ諮られ、当委員会はこれを審議し、疑義がある場合、代表取締役社長へ意見・提言いたします。
- ・報酬の最終評価と金額配分は、取締役会が代表取締役社長に一任しております。代表取締役社長は、同委員会の審議結果あるいは提言を尊重し、最終決定いたします。
- ・株式報酬型ストック・オプションについては、「ストック・オプション報酬規程」に定める算定方法により個人別の割り当て個数が算定され、「報酬諮問委員会」での審議を経て、取締役会の決議により決定しております。

なお、当事業年度に係る個人別の報酬額は、上記の手続きを経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、独立した立場からの経営の監視・監査機能を担う役割に鑑み、基本報酬のみとしており、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長保志忠郊に取締役の個人別の固定報酬及び役員賞与の額の決定権限を委任しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を委員長とする「報酬諮問委員会」にて取締役報酬案を審議し、助言・提言を受けて最終決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	垂石 克哉	社外取締役就任後開催の取締役会10回すべてに出席し、株主及びステークホルダーの視点に立ち、議案の審議等に適宜助言、提言を行っております。また、「人事・報酬諮問委員会」においては委員長として会を運営しております。
取締役	柏崎 美樹	社外取締役就任後開催の取締役会10回すべてに出席し、株主及びステークホルダーの視点に立ち、議案の審議等に適宜助言、提言を行っております。また、「人事・報酬諮問委員会」においては委員として会を運営しております。
常勤監査役	梅津 広	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席及び監査役会15回すべてに出席し、有限責任あずさ監査法人における豊富な財務及び会計に関する広範な経験・知見を活かし、必要な発言を適宜行っております。
監査役	有近 真澄	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席及び監査役会15回すべてに出席し、2001年より非常勤監査役を務めていることから当社の業務内容を知悉し深い知見を有し、必要な発言を適宜行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項についての報酬等の額	74
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74

- (注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記報酬額はこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠等について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に召集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	73,479
現金及び預金	49,694
受取手形	72
売掛金	5,822
棚卸資産	11,216
その他	7,005
貸倒引当金	△331
固定資産	137,906
有形固定資産	99,233
建物及び構築物	4,980
カラオケ貸貸機器	9,122
カラオケルーム及び飲食店舗設備	10,875
土地	40,111
建設仮勘定	32,120
その他	2,021
無形固定資産	11,285
のれん	5,668
その他	5,616
投資その他の資産	27,388
投資有価証券	6,060
長期貸付金	391
繰延税金資産	5,065
敷金及び保証金	14,341
その他	1,655
貸倒引当金	△126
資産合計	211,386

科目	金額
負債の部	
流動負債	36,914
支払手形及び買掛金	4,332
短期借入金	12,885
未払金	9,703
未払法人税等	4,746
契約負債	912
賞与引当金	1,214
その他	3,118
固定負債	65,480
長期借入金	51,533
繰延税金負債	35
役員退職慰労引当金	666
退職給付に係る負債	7,986
資産除去債務	1,879
その他	3,379
負債合計	102,394
純資産の部	
株主資本	106,340
資本金	12,350
資本剰余金	4,211
利益剰余金	96,350
自己株式	△6,571
その他の包括利益累計額	1,240
その他有価証券評価差額金	1,466
土地再評価差額金	△733
為替換算調整勘定	188
退職給付に係る調整累計額	320
新株予約権	374
非支配株主持分	1,035
純資産合計	108,991
負債及び純資産合計	211,386

連結計算書類

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		146,746
売上原価		94,143
売上総利益		52,602
販売費及び一般管理費		34,000
営業利益		18,601
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	143	
受取手数料	164	
受取保険金	154	
受取協賛金	188	
受取補償金	310	
その他	408	1,394
営業外費用		
支払利息	171	
為替差損	10	
支払手数料	38	
解約違約金	52	
その他	160	434
経常利益		19,561
特別利益		
固定資産売却益	102	
関係会社株式売却益	293	396
特別損失		
固定資産処分損	172	
減損損失	1,091	1,264
税金等調整前当期純利益		18,694
法人税、住民税及び事業税	6,321	
法人税等調整額	△234	6,086
当期純利益		12,607
非支配株主に帰属する当期純利益		39
親会社株主に帰属する当期純利益		12,568

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	51,257	流動負債	55,979
現金及び預金	29,342	支払手形	1,065
受取手形	67	買掛金	3,225
売掛金	5,482	短期借入金	36,897
商品	10,589	未払金	6,405
前渡金	1,048	未払費用	703
前払費用	2,915	未払法人税等	3,992
短期貸付金	528	未払消費税等	1,484
その他	1,313	契約負債	141
貸倒引当金	△31	前受金	214
固定資産	120,599	預り金	372
有形固定資産	81,249	前受収益	36
建物	2,126	賞与引当金	750
構築物	481	その他	690
工具、器具及び備品	1,011	固定負債	59,781
カラオケ貸貸機器	5,063	長期借入金	50,000
カラオケルーム及び飲食店舗設備	8,357	退職給付引当金	6,106
土地	32,168	その他	3,674
建設仮勘定	32,039	負債合計	115,760
無形固定資産	5,223	純資産の部	
のれん	9	株主資本	54,989
借地権	44	資本金	12,350
商標権	0	資本剰余金	4,002
ソフトウェア	2,186	資本準備金	4,002
音源映像ソフトウェア	2,926	利益剰余金	45,207
その他	55	その他利益剰余金	45,207
投資その他の資産	34,126	別途積立金	16,604
投資有価証券	6,020	繰越利益剰余金	28,603
関係会社株式	11,294	自己株式	△6,571
出資金	70	評価・換算差額等	732
関係会社出資金	100	その他有価証券評価差額金	1,466
長期貸付金	219	土地再評価差額金	△733
破産更生債権等	11	新株予約権	374
長期前払費用	763	純資産合計	56,096
繰延税金資産	3,370	負債及び純資産合計	171,857
敷金及び保証金	11,800		
その他	518		
貸倒引当金	△43		
資産合計	171,857		

計算書類

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
商品売上高	15,414	
カラオケ機器賃貸収入	37,255	
カラオケ及び飲食店舗運営収入	45,196	
その他営業収入	8,465	106,331
売上原価		
商品売上原価	10,813	
カラオケ機器賃貸収入原価	16,300	
カラオケ及び飲食店舗運営収入原価	37,353	
その他営業収入原価	6,849	71,317
売上総利益		35,013
販売費及び一般管理費		20,844
営業利益		14,168
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,168	
受取手数料	176	
受取協賛金	160	
受取賃貸料	146	
その他	392	3,044
営業外費用		
支払利息	159	
為替差損	5	
支払手数料	38	
解約違約金	46	
その他	151	401
経常利益		16,812
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社株式売却益	412	413
特別損失		
固定資産除売却損	114	
減損損失	719	833
税引前当期純利益		16,392
法人税、住民税及び事業税	5,056	
法人税等調整額	△171	4,885
当期純利益		11,506

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

2024年5月13日

独立監査人の監査報告書

株式会社第一興商
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三木 練太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社第一興商の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第一興商及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

2024年5月13日

独立監査人の監査報告書

株式会社第一興商
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三木 練太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社第一興商の2023年4月1日から2024年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- 事業報告等の監査結果
 - 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

株式会社第一興商 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	梅 津 広	Ⓔ
常勤監査役	小 泉 文 明	Ⓔ
社外監査役	有 近 真 澄	Ⓔ
監 査 役	柴 野 浩 良	Ⓔ

以上

株主優待のお知らせ

2024年3月31日最終の株主名簿に記載された200株以上ご所有の株主様に、保有株式数に応じて優待券を贈呈いたします。

所有株式数	年2回発行	
	優待券 ^{※1}	CD交換 ^{※2}
200株以上2,000株未満	500円券× 10枚	1枚
2,000株以上	500円券× 25枚	2枚

※1 当社グループが運営するカラオケルーム「ビッグエコー」や「カラオケマック」、「楽蔵」「ウメ子の家」「じぶんどき」などの飲食店舗などをご利用いただけます。

※2 優待券全額と引き換えを条件に、アルバムCDと交換いただけます。

贈呈時期 2024年6月24日より送付開始 **有効期間** 2024年7月1日～2024年12月31日

株式事務のご案内

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
上記基準日	定時株主総会については3月31日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めます。
剰余金の配当受領 株主確定日	期末配当金については3月31日 中間配当金については9月30日
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.dkkaraoke.co.jp/
株主名簿管理人 及び特別口座の 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先 (電話照会先) (郵便物送付先)	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (フリーダイヤル) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

ニュース・ダイジェスト

NEWS DIGEST

■ 「推せるカラオケ」LIVE DAM AiR

通信カラオケDAMシリーズの最新フラッグシップモデルLIVE DAM AiRのイメージキャラクターに、バーチャルヒューマン・immaを起用し、「DAM 推せる。」をテーマとした新ビジュアルを公開しました。新ビジュアルでは、最新機能と豊富なコンテンツを搭載したLIVE DAM AiRを象徴する存在として、最先端のバーチャル技術を駆使したimmaが、本人映像をはじめ、精密採点、音質など、DAMの推せるポイントを表現します。デジタル上でのコミュニケーションが活発な若い世代に向けて、immaがバーチャルな世界観の中で、LIVE DAM AiRの魅力伝えていきます。



■ BIG SMILE, BIG ECHO. 歌おう、笑おう、みんなと もっと

カラオケルームビッグエコーでは、ビッグエコーブランドの魅力をさらに高めるため、新スローガン「BIG SMILE, BIG ECHO.」を策定しました。DAMのメーカー直営店として、最高の設備とサービスでお客様をお迎えし、カラオケを通じた楽しいコミュニケーションの場を提供していきます。

これからもビッグエコーは、歌のチカラを日本中に届けることで、日本中の笑顔を増やす活動を推進していきます。



■ パーキング事業：(株) クレストを100%子会社化

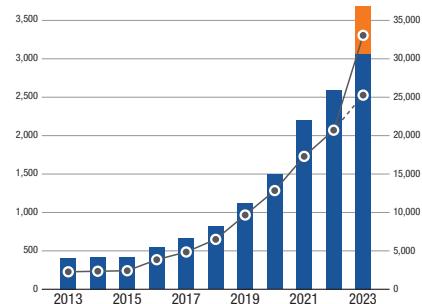


第一興商の
ザ・パーク



当社は、2024年2月26日に「ブレイクパーキング（約700施設・6,000車室）」を運営する(株)クレストの全株式を取得しました。これにより、当社グループの運営する駐車場は約3,300施設、37,000車室となりました。同社の持つ都心部での立地開発力と、当社グループの各地域におけるリレーションを活用し、さらに事業規模を拡大してまいります。

■ 車室数(右軸) ■ クレスト分(右軸) ● 施設数(左軸)



■ 介護職員の業務負担軽減を実現する「スケジュール機能」

慢性的な人手不足に悩まされている介護業界では、業務過多による離職や、ご利用者様に対するサービスの低下など、様々な課題を抱えています。そんな課題解決のために搭載されたFREE DAM LIFEの新機能が「スケジュール機能」です。

事前に登録された体操・BGM・映像コンテンツが、設定した時間になると自動で再生されるため、職員の業務負担軽減につながります。導入いただいている職員の皆様から「業務負担軽減に役立っているだけでなく、ご利用者様と触れ合う時間が増えた」と、喜びの声をいただいています。



FREEDAM LIFE

■ 本社用不動産を取得 (東京都港区三田三丁目)

当社グループの今後の成長を見据え、人的資本経営の一環として、2024年2月29日に固定資産の取得を行いました。現在3物件に分散している本社機能を、日本全国からのアクセスに優れた本物件へ集約することにより、従業員同士のコミュニケーション活性化と生産性の向上を図り、中長期的な企業価値向上を目指します。

既存の各本社からの移転スケジュールについては、現在検討中です。詳細は今後HP等でお知らせいたします。



CASBEE-不動産とは、築1年以上の建物を対象とした、建物の総合環境性能評価システムです。

今回取得した不動産は、最高評価であるSランク(★★★★★)の認証を受けており、省エネ、節水、生物多様性など高い環境性能を評価されています。



PICK UP! ARTIST & CONTENTS

当社グループのアーティストやコンテンツをご紹介します。

演歌・歌謡曲 原田波人

日本クラウン演歌・歌謡曲オーディションで合格し、2022年に「永遠の一秒～Stretched love～」でデビューした原田波人は、歌唱力とルックスを兼ね備えた若干21歳の逸材です。前作では、つんく♂の作詞作曲による「純情ホトトギス」というダンサブルなナンバーを歌い、演歌・歌謡曲を普段聴かない年齢層にも認知を上げました。

そんな原田波人の最新作は演歌ファンでもカラオケで歌唱できる「万燈籠」。この作品を足掛かりに、ファン層のさらなる拡大に努めています。

CROWN 日本クラウン株式会社



ポップス Jams Collection

2021年結成の8人組アイドルグループJams Collection (通称：ジャムズ)は、ステージデビューからわずか3年で幕張メッセ等での大規模ワンマンライブを経て、人気・実力ともにステップアップを続けています。2月に発売された「冬空ラプソディー/トキメキNEW WORLD」のリリースイベントでは各会場が超満員。シングルでの販売枚数で自身の最高記録を更新するなど、勢いは止まりません。今年11月には日本武道館でのワンマンライブ開催が決定しており、今後の動きに注目が集まっています。



定時株主総会会場 ご案内図

日時

2024年6月21日（金曜日） 午前10時（開場：午前9時）

会場

ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

東京都港区台場一丁目9番1号
電話 03-5500-5500（代表）



スマートフォンやタブレット端末から左記の二次元コードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



交通機関のご案内

ゆりかもめ

「台場」駅下車 徒歩1分

りんかい線

「東京テレポート」駅下車 出口B 徒歩10分

お知らせ

- 代理人により議決権を行使する場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面（委任状）と委任されました株主様を確認できる資料の提出が必要となりますのでご了承ください。
なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご出席いただけませんのでご了承ください。

電子提供措置の開始日2024年5月30日

第49回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

目次

事業報告

(P. 44) 会社の体制及び方針

- 1 業務の適正を確保するための体制
- 2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結計算書類

(P. 48) 連結株主資本等変動計算書

(P. 49) 連結注記表

計算書類

(P. 61) 株主資本等変動計算書

(P. 62) 個別注記表

株式会社第一興商

会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会によって決議した「内部統制システム整備の基本方針」は、次のとおりであります。

- ①当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任（及び企業倫理）を果たすために、当社「グループ行動規範」を全役職員に周知徹底させる。
 - ・内部統制推進室を「リスク・コンプライアンス統括部署」とする。内部統制推進室はコンプライアンスの基本マニュアルを策定、当社グループの体制の企画・整備を指導、役職員の教育研修を行う。また、法令遵守状況のモニタリングは監査部と協働して行う。
 - ・内部統制推進室は当社グループにまたがる内部通報制度を統括し運用を行う。また、通報者の保護を徹底する。
 - ・法令遵守の状況は監査部による定例監査において、状況が把握され、取締役会、監査役会に報告される。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告、その他重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程、会議体規程等を整備し、必要な関係者が閲覧できる体制とする。
- ③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・内部統制推進室はグループリスク管理基本規程に基づいた当社グループのリスク管理の指導（部門マニュアル策定等の指導教育）、当社グループの総合的なリスク分析、評価と対応、リスク管理体制の運用・機能維持を行う。
 - ・当社グループはグループリスク管理基本規程に従って、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。
 - ・リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合、当社の本部長・当社子会社社長は速やかに取締役会に報告する。
 - ・新たに生じたリスクへの対応のため、必要な場合は当社代表取締役社長から当社グループに示達するとともに、グループ危機管理規程の発動、対応責任者となる取締役を定める。
- ④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会、執行役員会、常務会には関係部門責任者を同席させ経営の透明性を図り、随時に案件の詳細な確認と意思決定の迅速化を実現する。
 - ・当社グループの経営方針の迅速・的確な示達、重要事項の報告を達成するために、取締役、監査役が出席する経営連絡会議を原則毎週開催する。

- ⑤当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・グループリスク・コンプライアンス委員会を設け、当社グループの横断的なリスク管理及びコンプライアンス体制の審議・推進機関とする。
 - ・グループリスク・コンプライアンス委員会はグループ全体のリスク管理及びコンプライアンス体制に関わる指示、通達を行う。
 - ・内部統制推進室はグループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し運用する。また、そのモニタリングは監査部で行う。
 - ・財務報告に係る適正性を確保するために必要な内部統制を整備、運用する。
 - ・当社子会社の取締役及び使用人の職務執行事項の当社への報告は、定期・適時に実施する。また当社子会社が経営上の重要事項を行う場合は、事前に当社の決裁を受ける。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・当面、監査役スタッフは置かないものの、業務監査は監査部及び経営企画部の、また日常業務は総務部の補助を受けるものとする。
 - ・また将来監査役スタッフが求められた場合、会社は監査役会と協議の上その人選を行うものとする。
- ⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役スタッフが求められた場合は監査役直属とするなど、その独立性確保に努める。
- ⑧当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社グループの取締役及び使用人は会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が指示をした事項について、監査役に報告する。
 - ・当社の取締役、監査部長、総務部長、内部統制推進室長、経営企画部長、当社子会社を管理する部門長は、監査役への求め又は重要性に応じて、重要事項の決定プロセス、違法行為、賞罰、リスク管理状況、内部通報などの報告を行うものとする。また、内部監査の状況について、監査部は定期的に監査役と報告会を開催する。
 - ・当社グループは、監査役又は監査役会へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの全役職員に周知徹底する。
- ⑨当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役職務の執行により生ずる費用等について、年度計画に基づき予算を設ける。また、費用の前払等の請求を受けたとき、予算以外の監査に係る緊急又は臨時に支出した費用又は債務が発生したときは請求に基づき速やかに支払手続を行う。

- ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図る。
 - ・監査役は役員協議会その他の重要な会議への出席を可能とする。
 - ・監査部、総務部、内部統制推進室も監査役会を補助するものとする。

⑪反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループはグループ行動規範において反社会的勢力との関係遮断を定め、総務部を反社会的勢力への対応統括部署として反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進し、弁護士や警察等とも連携しながら、不当な要求に対しては組織的に毅然とした姿勢で対応する。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の業務の適正を確保するための体制の主な取り組みは、次のとおりであります。

①コンプライアンス体制

当社グループは、グループ行動規範、グループコンプライアンス規程を定めた上で、各種研修会においてコンプライアンスについて指導するほか、全役職員向けグループ行動規範ガイドラインを配布し、社内情報ツールを利用して意識の醸成を図っております。当社グループの内部通報体制につきましては、グループ内部通報規程に基づき通報窓口をリスク・コンプライアンス統括部署である内部統制推進室及び第三者機関に設置し、通報に対する的確な対応と通報者への適切な措置を実行しております。

②リスク管理体制

当社は、グループリスク管理基本規程に基づき、当社グループ各部門で想定した発生し得るリスク事象の調査・分析を行い、重要性を鑑みて迅速に対応を図るとともにリスク事象が発生した場合は、関連規程に基づき発生部門から速やかに関係部門及び経営に報告がなされ適正に対応しております。また当社グループの横断的なリスク管理の推進を図るため、当社において、定期的にグループリスク・コンプライアンス委員会を開催し、重要なリスク事項につきまして対応方針を決定し速やかに示達しております。

③グループ管理体制

当社は、子会社管理規程に基づき、当社グループの経営に対しては自主性を尊重しながら重要な事項につきましては当社関係部門が調整・対応を図っております。経営に係る重要な事項につきましては、決裁権限基準に基づき当社の取締役会にて審議しております。また子会社取締役には、当社役職員が非常勤取締役として就任しており、当社は、子会社の運営状況につきまして子会社取締役会に出席した当該非常勤取締役から定期的に報告を受けております。

④取締役の職務執行

当社グループは、取締役会を定例で開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催することとしております。当社取締役会は社外取締役2名を含む6名で構成され、取締役の職務執行状況を監督しております。

⑤監査役監査の実効性の確保

当社監査役会は社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、監査役の監査を実効的なものとするため、監査役は、取締役会、経営連絡会議等の重要な会議への出席に加え、稟議書等業務執行に係わる重要な文書の閲覧を行い、職務執行状況を確認しております。また、必要に応じて担当役職員に対し聴取を求めるなどして、コンプライアンス及び職務執行の適正性の観点で監査する体制を整備しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	12,350	4,211	89,885	△571	105,876
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△6,103		△6,103
親会社株主に帰属する当期純利益			12,568		12,568
自 己 株 式 の 取 得				△6,000	△6,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	6,464	△6,000	464
当 期 末 残 高	12,350	4,211	96,350	△6,571	106,340

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計
当 期 首 残 高	1,047	△733	99	160	574
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	418	—	88	159	666
当 期 変 動 額 合 計	418	—	88	159	666
当 期 末 残 高	1,466	△733	188	320	1,240

	新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	292	1,172	107,915
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△6,103
親会社株主に帰属する当期純利益			12,568
自 己 株 式 の 取 得			△6,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	82	△137	611
当 期 変 動 額 合 計	82	△137	1,075
当 期 末 残 高	374	1,035	108,991

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

①連結子会社の数

38社

②主要な連結子会社の名称

(株)北海道第一興商、(株)東北第一興商、(株)台東第一興商、(株)東海第一興商、(株)近畿第一興商、(株)九州第一興商、(株)Airside ほか31社

(株)京阪第一興商は、2023年4月に(株)第一興商近畿を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、存続会社である(株)第一興商近畿は、(株)近畿第一興商に商号を変更しております。

(株)クレスト及びその完全子会社である(株)おきなわブレイクは、2024年2月に(株)クレストの全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

ユニオン映画(株)及びその完全子会社である(株)ネクスト50は、2024年3月にユニオン映画(株)の全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の状況

持分法適用関連会社の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法非適用会社の状況

持分法非適用関連会社の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる子会社は次のとおりであります。なお、連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

決算日が12月31日の会社

第一興商（上海）電子有限公司

決算日が2月末日の会社

(株)岩本商会、(株)ユニークメディア、(株)東静特機、(株)Airside、(株)ファーストプロパティーズ、日本クラウン(株)、(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ、(株)トライエム、(株)第一興商音楽出版、(株)クラウンミュージック、(株)ズームリパブリック、(株)クレスト、(株)おきなわブレイク

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、債券のうち、取得原価と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により算定しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退任時の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①収益及び費用の計上基準

・業務用カラオケ事業

業務用カラオケ事業では、業務用カラオケ機器の販売、賃貸及び通信カラオケの音源・映像コンテンツの提供を行っております。業務用カラオケ機器の販売については、機器を引き渡した時点で当該機器に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、原則として機器を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、出荷時点から顧客への引き渡し時点までが通常の期間である卸売り販売については、代替的に出荷時点で収益を認識しております。業務用カラオケ機器の賃貸については、通常の賃貸借取引に係る会計処理を適用し、顧客への機器賃貸が完了した月ごとに収益を認識しております。音源・映像コンテンツの提供については、当該サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、顧客への音源・映像コンテンツの提供が完了した月ごとに収益を認識しております。

・カラオケ・飲食店舗事業

カラオケ・飲食店舗事業では、カラオケルーム及び飲食店舗の運営を行っております。これら店舗におけるサービス提供については、当該サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、顧客にカラオケルームサービス又は飲食物の提供が完了した時点で収益を認識しております。

・音楽ソフト事業

音楽ソフト事業では、音楽・映像ソフトの制作、販売を行っております。音楽・映像ソフトの販売については、出荷時点から顧客への引き渡し時点までが通常の期間であるため、主に出荷時点で収益を認識しております。なお、将来に返品されると見込まれる製品等については収益を認識せず、当該製品等について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を計上しております。

②外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については10年間の均等償却を行っております。なお、2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、15年間の均等償却を行っております。

④退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において「有形固定資産」の「その他」に含めていた「建設仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 科目名及び当連結会計年度計上額

科目名	金額 (百万円)
減損損失	1,091

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

固定資産については、キャッシュ・フローを生み出す最小単位にグルーピングし、減損の兆候の有無の判定を行い、兆候がある場合には、減損損失を認識するかどうかを判定のうえ、減損損失の測定を実施しております。

固定資産のグルーピングにあたっては、社内管理区分を考慮して資産グループを決定しており、遊休不動産及び賃貸用不動産については各物件を、カラオケルーム及び飲食店舗については主に各店舗を、資産グループとしております。

減損の兆候の有無の判定にあたっては、資産又は資産グループに以下の事象が生じている場合には、減損の兆候があるものと判定しております。

- ・資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること。
- ・資産又は資産グループの使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させるような変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。
- ・資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。
- ・資産又は資産グループの市場価格の下落。

減損損失を認識するかどうかの判定にあたっては、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、減損損失を認識しており、減損損失を認識した資産又は資産グループについては、帳簿価額と回収可能価額との差額を当連結会計年度の減損損失として計上しております。回収可能価額は、主に使用価値により算定しておりますが、その際に用いられる割引率は、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを反映したものであり、借入資本コストと自己資本コストを加重平均した資本コストによっております。なお、当連結会計年度において、使用価値の算定に用いた割引率は次のとおりであります。

	当連結会計年度
割引率	4.7%

当該見積りに用いた主要な仮定は、減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いる各資産グループの将来計画における売上高等であります。将来計画は、過去の実績を基礎とし、経営環境などの外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報に基づき整合的に補正し算定しております。

当該見積り及び当該見積りに用いた主要な仮定について、将来の不確実な経済情勢の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 科目名及び当連結会計年度計上額

科目名	金額 (百万円)
繰延税金資産	5,065

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産については、納税主体ごとに将来減算一時差異の回収可能性を検討し、将来の課税所得に対して利用できる可能性が高いと判断した範囲内で認識しております。

当該判断にあたっては、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たす場合には、将来の課税所得に対して利用できる可能性が高いものと判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。

当該見積りに用いた主要な仮定は、課税所得の見積りににおいて用いる将来計画（納税主体ごとの当期純利益及び永久差異による加減算項目等の予測値）であります。将来計画は、過去の実績を基礎とし、経営環境などの外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報に基づき整合的に補正し算定しております。

当該見積り及び当該見積りに用いた主要な仮定について、将来の不確実な経済情勢の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	現金及び預金	20百万円
	建物及び構築物	62百万円
	土地	441百万円
上記に対応する債務	短期借入金	75百万円
	長期借入金	89百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		99,820百万円
3. 棚卸資産の内訳	商品及び製品	10,917百万円
	仕掛品	57百万円
	原材料及び貯蔵品	241百万円

連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	54,734	54,734	—	109,468
合計	54,734	54,734	—	109,468
自己株式				
普通株式	141	2,472	—	2,613
合計	141	2,472	—	2,613

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の総数の増加は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加141千株及び取締役会決議による自己株式の取得2,331千株等によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,111	57.00	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月9日 取締役会	普通株式	2,991	28.00	2023年9月30日	2023年12月5日

- (注) 2023年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2023年3月31日を基準日とする配当については、当該株式分割前の株式数を基準としております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年6月21日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,098	利益剰余金	29.00	2024年3月31日	2024年6月24日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 246,300株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主にカラオケ・飲食店舗事業を展開するための設備投資計画に照らして、必要に応じ金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、また、設備資金の調達が必要な場合は、主に長期借入金により調達しております。投資有価証券は、主に株式であり、市場リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行い、適切に表示しております。敷金及び保証金については、取引先を定期的に調査し、経営実態を把握するとともに、回収可能性に懸念があるものについては、回収不能見込額について貸倒引当金を計上し、リスク軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	6,024	6,024	—
(2) 敷金及び保証金	13,694		
貸倒引当金（注）4	—		
	13,694	13,435	△258
資産計	19,719	19,460	△258
(3) 長期借入金	62,248	61,158	△1,090
負債計	62,248	61,158	△1,090

- （注）1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 「長期貸付金」については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。
3. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	35

4. 「敷金及び保証金」は、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
5. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

(2) 敷金及び保証金

賃貸借契約満了により、将来回収が見込まれる敷金及び保証金について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	業務用 カラオケ	カラオケ・ 飲食店舗	音楽ソフト	計		
業務用カラオケ機器の販売による収益	7,487	—	—	7,487	—	7,487
通信カラオケへの音源・映像コンテンツの提供による収益	35,190	—	—	35,190	—	35,190
カラオケルーム・飲食店舗の運営による収益	—	64,733	—	64,733	—	64,733
音楽・映像ソフトの販売等による収益	—	—	6,733	6,733	—	6,733
その他	—	—	—	—	11,894	11,894
顧客との契約から生じる収益	42,678	64,733	6,733	114,145	11,894	126,039
その他の収益	18,400	—	—	18,400	2,306	20,706
外部顧客への売上高	61,078	64,733	6,733	132,545	14,200	146,746

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、パーキング事業、不動産賃貸及びBGM放送事業等を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、「会計方針に関する事項」に記載しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	44
売掛金	5,091
	5,135
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	72
売掛金	5,585
	5,657
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	1,038
契約負債（期末残高）	912

(注) 契約負債は、各事業において、財又はサービスを顧客へ移転する前に、当該顧客から受け取った対価の額であります。契約負債は、収益が認識された時点で取り崩されます。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,006円80銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 117円01銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	12,350	4,002	4,002	16,604	23,200	39,804	△571	55,586
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△6,103	△6,103		△6,103
当 期 純 利 益					11,506	11,506		11,506
自 己 株 式 の 取 得							△6,000	△6,000
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	5,403	5,403	△6,000	△596
当 期 末 残 高	12,350	4,002	4,002	16,604	28,603	45,207	△6,571	54,989

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合計			
当 期 首 残 高	1,048	△733	314		292	56,192
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△6,103
当 期 純 利 益						11,506
自 己 株 式 の 取 得						△6,000
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	418	—	418		82	500
当 期 変 動 額 合 計	418	—	418		82	△96
当 期 末 残 高	1,466	△733	732		374	56,096

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他の有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
なお、債券のうち、取得原価と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により算定しております。
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
 - ① 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ② その他の無形固定資産 定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益及び費用の計上基準

①業務用カラオケ事業

業務用カラオケ事業では、業務用カラオケ機器の販売、賃貸及び通信カラオケの音源・映像コンテンツの提供を行っております。業務用カラオケ機器の販売については、機器を引き渡した時点で当該機器に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、原則として機器を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、出荷時点から顧客への引き渡し時点までが通常の間である卸売り販売については、代替的に出荷時点で収益を認識しております。業務用カラオケ機器の賃貸については、通常の賃貸借取引に係る会計処理を適用し、顧客への機器賃貸が完了した月ごとに収益を認識しております。音源・映像コンテンツの提供については、当該サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、顧客への音源・映像コンテンツの提供が完了した月ごとに収益を認識しております。

②カラオケ・飲食店舗事業

カラオケ・飲食店舗事業では、カラオケルーム及び飲食店舗の運営を行っております。これら店舗におけるサービス提供については、当該サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、顧客にカラオケルームサービス又は飲食物の提供が完了した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については10年間の均等償却を行っております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額 (百万円)
減損損失	719

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に記載した事項と同一であるため、注記を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額 (百万円)
繰延税金資産	3,370

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に記載した事項と同一であるため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		53,727百万円
2. カラオケルーム及び飲食店舗設備の内訳	建物	6,618百万円
	構築物	64百万円
	機械装置	1,235百万円
	工具、器具及び備品	439百万円
3. 保証債務等の内訳	販売特約店の借入債務の保証	211百万円
4. 関係会社に対する金銭債権、債務	短期金銭債権	2,279百万円
	長期金銭債権	247百万円
	短期金銭債務	27,969百万円
	長期金銭債務	171百万円

5. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第19号)に基づき、当社において事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った日

2001年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末の時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額 159百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	売上高	20,138百万円
	仕入高	5,687百万円
	販売費及び一般管理費	1,317百万円
営業取引以外の取引高	受取利息及び配当金	2,022百万円
	その他営業外収益	210百万円
	その他営業外費用	11百万円
	資産譲受高	12百万円
	資産譲渡高	24百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	141千株	2,472千株	一千株	2,613千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加141千株及び取締役会決議による自己株式の取得2,331千株等によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	22百万円
棚卸資産評価損	70百万円
投資有価証券評価損	116百万円
関係会社株式評価損	2,672百万円
退職給付引当金	1,862百万円
賞与引当金	228百万円
長期未払金	18百万円
減損損失	2,095百万円
資産除去債務	821百万円
新株予約権	114百万円
繰延資産償却超過額	57百万円
土地再評価差額金	237百万円
その他	829百万円
繰延税金資産小計	9,147百万円
評価性引当額	△5,072百万円
繰延税金資産合計	4,075百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△627百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△77百万円
繰延税金負債合計	△704百万円
繰延税金資産の純額	3,370百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ホシ・クリエート	東京都港区	450	不動産の賃貸及び音楽関連事業	(被所有)直接 4.6	店舗の賃借	賃借料の支払	125	その他流動資産(前払費用)	12
							—	—	敷金及び保証金	139
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	フジエンタープライズ(株)	東京都目黒区	10	音響機器販売、リース	—	商品の販売等	商品の販売等	119	売掛金	8

(注) 1. (株)ホシ・クリエートは、当社役員及び主要株主保志忠郊、当社役員及び主要株主保志治紀、及びその近親者が、議決権の100%を所有しております。

(株)ホシ・クリエートとの店舗の賃借に係る取引条件及び取引条件の決定方針等は、近隣の賃料相場を参考にして、協議の上決定しております。

2. フジエンタープライズ(株)は、当社役員及び主要株主保志治紀の近親者が、議決権の100%を所有しております。

フジエンタープライズ(株)との取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引先と同様の販売価格及び支払条件となっております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)台東第一興商	東京都台東区	90	カラオケ機器の 販売及び賃貸並び にカラオケルームの 運営	(所有) 直接 100.0	当社商品の 販売	借入金利息	2	短期 借入金	5,532
子会社	日本クラウン(株)	東京都品川区	250	音楽、映像 ソフトの制作及び 販売	(所有) 直接 84.4	音源・映像 管理楽曲使用 許諾料の支払	資金の借入 借入金利息	300 2	短期 借入金	5,212
子会社	(株)徳間ジャパン コミュニケーションズ	東京都品川区	270	音楽、映像 ソフトの制作及び 販売	(所有) 直接 100.0	音源・映像 管理楽曲使用 許諾料の支払	借入金利息	0	短期 借入金	1,865
子会社	(株)ディーケーフ アイナンス	東京都品川区	60	金融業、不 動産賃貸業	(所有) 直接 100.0	賃借料の 支払	借入金利息	0	短期 借入金	1,820
子会社	(株)東海第一興商	名古屋市中区	90	カラオケ機器の 販売及び賃貸並び にカラオケルームの 運営	(所有) 直接 100.0	当社商品の 販売	借入金利息	0	短期 借入金	1,803

(注) 借入金の利息につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 521円47銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 107円13銭 |

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。